

〔翻 訳〕

Michael J. Graetz 著
「死亡時の未実現のキャピタル・ゲイン課税
—昨今の提案に関する評価—」(1973年)〔1〕

古 賀 敬 作 訳

訳者注

本稿は、Michael J. Graetz (エール大学名誉教授) が、1973年に Virginia Law Review (59巻5号830頁) に公表した、原文英語の「死亡時における未実現のキャピタル・ゲイン課税—昨今の提案に関する評価—」(Taxation of Unrealized Gains at Death - An Evaluation of the Current Proposals-)、と題する論文の日本語仮訳である。

この論文は、「序論」、「改革の必要性」、「未実現のキャピタル・ゲインに対する課税」、「改革の複雑性」、「個別具体的な提案の下での所得価額の決定」、「改革の個別具体的領域」、「結語」から構成される。本号(第68巻1号)は、「序論」、「改革の必要性」、「未実現のキャピタル・ゲインに対する課税」、「改革の複雑性」の仮訳である。

序論

死亡時に移転される資本的資産の含み益に対する課税の失敗は、現行の連邦所得税法令の主要な欠点である。1942年から幾度なく、財務省ほか、この失敗の基礎をなす準則の変更を議論してきた。最近、下院歳入委員会は、税制改正についてパネルディスカッションと公聴会を開催したのであるが、その間、死亡時の評価財産を取り扱う法令の改正の可能性を模索した。当該委員会への改正への要求においては、財務省はこの領域での改正を強く求めなかった。それにもかかわらず、議会は死亡時に譲渡される資産の時価(引上げ取得価額〔stepped-up basis〕)を認める現行法令の改訂を承認しそうである。本稿では、この領域における改革に対する評価をおこなうのであるが、各提案が死亡時の評価財産の譲渡に伴い生ずる10の個別具体的な問題を扱うような方法を精査することにより評価をおこない、当該問題のありうる解決策を提言する。

現行法

現行法の下、評価財産を受領する、遺産の受益者は、連邦所得税の算定上、被相続人に代わって、当該財産を新たな、即ち引上げ取得価額で使用することが認められる。この新たな価額は、遺産税の適用上、当該財産の価額に等しい、換言すれば、当該被相続人の死亡の日における当該財産の公正市場価格に等しい。被相続人における当該価額は、通常、

当該資産を元来、取得した時の価格であり、それはしばし、当該被相続人の死亡時に当該財産の価額より相当に低い価額である。当該受益者が後に、当該資産を売却する場合には、当該受益者の租税においては、その遺産税の価格を下回るか、あるいは上回るゲインまたはロスのみ、および被相続人の生涯に免れた所得税に係る資産の評価のみが考慮される。これに対して、当該被相続人が死亡前にその財産を売却したとするならば、当該被相続人の生涯を通じて生じた価値に見合う評価は売却時に所得税の対象となろう。さらには、当該被相続人が死亡に先んじて、その財産を贈与したとするならば、受贈者は所得税の適用上、引上げ取得価額を当てがわれることなく、贈与者の所得価額で当該財産を引き継いだものとみなさるであろう。即ち、贈与者がその財産を保有している間に生じたいずれのゲインに対しても、当該贈与者が当該財産を売却した時に租税が課せられる。

改革への提案

改革支持者からは、現在の死亡時に譲渡される財産評価への課税の失敗を排除するための次の2つの一般的なプランが提案されている。(1)たとえ未実現のままであろうと、死亡時まで生じた含み益に対する課税、あるいは(2)被相続人の取得価額が引き継がれ(carried over)、その結果、総評価益は当該資産が最終的に売却された時点で租税が課されることが必要条件。

死亡時に未実現のゲイン(利得)に租税を課することへの2つの提案が存する。一つは、財産が死亡時に譲渡された時はいつでも、未実現の含み益に対するキャピタル・ゲイン税は賦課される。その先駆となる死亡時のキャピタル・ゲイン税の提案は、1969年2月に公表された、財務省租税改革研究(*Treasury Tax Reform Studies*)で詳細され、提案の2つの制定法の改訂は議会で紹介された。いま一つは、遺産に伴う未実現の評価益に対して、「追加の遺産税(additional estate tax)」(AET)が賦課されう。当該AET制度は米国銀行協会(American Bankers Association: ABA)により提案されたが、それは現行の遺産税を超えるフラット税率で租税を課し、死亡時または死亡に先立つ2年以内に譲渡される被相続人の資産のネットの含み益に適用される。

一方、引継ぎ取得価額の提案は、通常、死亡時の譲渡財産における受益者の取得価額が被相続人の死亡直前の当該財産における当該被相続人の取得価額に等しいということを決める。いくつか引継ぎ取得価額の法案は連邦議会で最近、紹介されており、これには3つの類似する下院の法案や1969年租税改革法に対する上院議員タイディングズによる修正案が含まれる。当該法案の主目的は同じであるが、上院・下院の法案の詳細は、かなり異なる。

改革の必要性

被相続人の生涯に生じた未実現の含み益に対する課税は、次の便益を生み出す。それは、さらなる公平、凍結効果の削減、そして追加的である。

公平

論者は、現行は資産が死亡に先んじて売却された時、その評価益に対して租税が課される一方、未実現の含み益から成るこれらの遺産に対して租税を課さないままであることが不公平であるとして、根強く批判している。このことは、次の2人を比較することにより説示されうる。

-Aは何ら所得を生み出さない1,000,000ドルの財産からスタートしたが、当該財産はAの生涯において1,000,000ドルの値上がり益を包含する財産であった。Aは死亡の前日に、当該財産を売却した。Aは350,000ドルのキャピタル・ゲイン税を納付したが、1,650,000ドルの遺産は、残したままであった。

-Bは何ら所得を生み出さない1,000,000ドルの財産からスタートしたが、当該財産はAの生涯において1,000,000ドルの値上がり益を包含する財産であった。Bは当該資産を保有し死亡し、2,000,000ドルの遺産は、残したままである。

その含み益に対するキャピタル・ゲイン税が支払われ、且つ、それぞれの遺産については、結局のところ、遺産税が支払われる。Bの遺産については、遺産税のみ支払われる。いまかりに、それぞれの遺産に対する限界遺産税率が45%としよう。Aの受益者は907,500ドルを受領し、一方、Bの受益者は1,100,000ドルを受領する。

財務省の死亡時キャピタル・ゲイン税の提案は、Bがまさに死亡前にそのゲインを実現したかのように、当該Bを扱う。故に、キャピタル・ゲイン課税は死亡時の保有資産の未実現の含み益に適用される。当該財務省の提案においては、二重課税を回避するために、遺産税の適用上、実際に支払われたキャピタル・ゲイン税の総額が当該遺産の価格から控除されることが認められる。当該提案は、2つの前提に基づく。それは、未実現のゲインは所得であることと、生じたものとして未実現のゲインに課税する際の評価の複雑性により、当該キャピタル・ゲイン税は行政執行上、柔軟性に欠けるとはいえ、死亡時に当該ゲインに課税することが適当であるということである。

引継ぎ取得価額の提案は、死亡時の処分を売却ではなく、生前贈与のように扱う。故に、当該提案は、受贈者は当該資産の贈与者の取得価額を引き継ぐ旨を定める現行の贈与税法に類似する準則を採用した。被相続人の遺産については、遺産税を支払はなければならないといえ、所得税の支払いは、その受益者が当該資産を売却することにより実際に、ゲインを実現するまで繰り延べられる。この文脈における二重課税を回避するため、当該提案は当該資産の取得価額について、それに対して支払われる遺産税のある具体的な割合まで引上げて調整する旨定める。この調整は、連邦所得税の算定上、認識されるゲインの総額を実質的に引下げ、これにより、先に租税が課されるのが所得税であるか、あるいは遺産税かにかかわらず、税負担が同じであることを确实とする*。

* 取得価額の調整の必要性を評する一つの点は、遺産税が、その後に譲受人が支払わなければならない

下院上院の両院による引継ぎ取得価額の法案は取得価額の調整を定めるが、上院の法案が、生前贈与に係る現行準則に従いその資産に賦課される連邦の遺産税と州の遺産税の全額を考慮して取得価額の引上げを認めるのに対して、下院の法案は遺産税がその資産のネットの含み益に対して賦課される割合でのみ取得価額の引上げを認める。含み益の要素のみ所得税と遺産税の対象になるに過ぎないため、下院の法案における取得価額の引上げは適当である。用いられる方法にかかわらず、かかる取得価額の調整の実践的適用はかなり複雑である。

取得価額の調整の複雑さ回避すべく、遺産税が含み益に対する課税に先んじて適用されるとしても、ABAによる追加的な遺産税の提案においてはまったく調整はない。ABAは、この準則は二重課税となるということを認識しており、「AETと関連するこの結果を回避する理論上の方法は、当該AETの賦課前にネットの含み益に起因する遺産税だけ被相続人の取得価額を引き上げることである」、ということ認めさせている。しかしながら、学会(The Association)はかかる取得価額の調整の方法を採用することを拒否し、それらの方法は「逆進的(regressive)」であると議論する。ABAは、簡素化を求め、二重課税という不公正を持ち出す。さらに、学会がAET制度を正当化するのを押し進めるといふ議論は広範におよぶということは、明らかである。ABAは、基本的には、取得価額の調整が逆進的であると主張する際に、かかる調整に基因する節税がより少額の遺産よりも多額の遺産のほうが、それに比例して規模・程度が大きくなる、と議論する。しかし、ABAは理由付けの筋道に則れば、多くの控除が課税対象となる遺産を決定するのに必要となり、「逆進的」とのレッテルを貼り付けられる。たとえば、生前に支払われたキャピタル・ゲイン税および所得税の遺産からの除外、あるいは葬儀費用や一般管理費についての遺産か

いキャピタル・ゲインに対する所得税に等しい金額だけ払い過ぎということという点にある。それは即ち、遺産税の適用上、遺産の価格は、グロスの遺産の含み益に対して、その後支払われる所得税だけ減らされるべきということという点にある。遺産税の部分取得価額を加えることにより、その結果、遺産税の過分の支払いは所得税の軽減により相殺される。本文中の引用例B(Bはその相続人に含み益のある資産をその相続人に遺言で譲る)に対する租税の総額(Bはその相続人に含み益のある資産をその相続人に遺言で譲る)は、A(Aは生前に含み益のある資産を売却し、キャピタル・ゲイン税を支払う)のその資産の売却時のキャピタル・ゲイン税の支払いに基因する総遺産額の減少によりもたらされる遺産税の節税額が取得価額の調整の方法により達成されるであろう所得税の節税額と等しくなる場合にのみ、当該Aに対する租税の額とおおよそ等しくなるであろう。さらには、所得価額の加算は、当該相続人の所得税の税率区分は被相続人の所得税の税率区分と同じである場合(当該被相続人がその財産を売却する場合)にのみ、およびその財産を構成する含み益の要素のみに帰属する遺産税が所得価額に加算される場合にのみ公平をうみだす。このことは、次の定式で説示される。

遺産税の税率をRE、所得税の税率をRI、財産を構成する含み益の要素をAとしよう。所得税の納税義務に基因する遺産税の過分の支払い(即ち、財産が死亡に先んじて売却される場合の遺産税の節税分)は、 $RE \times RI(A)$ である。その含み益の要素に帰属する遺産税の節税分($RE(A)$)が所得価額に加算される場合には、所得税の節税分は $RI \times RE(A)$ に等しい。それは即ち、所得税の節税分は過分に支払われた遺産税に等しい。

ら控除することの容認は、両者とも「逆進的」と称せられが、ABA その他の一切の団体がこれらの控除を排除すべきということを擁護しているか否かは疑わし。このような規定が低額納税者よりも高額納税者間の税負担を減らすのにますます働くということは、単なる累進税率表の性格に過ぎない。ABA が、現行の遺産税と併せて、含み益に対する課税が中小規模の遺産に影響を及ぼすことに関心がある場合には、適当な救済は、含み益に二度課税しない望ましい累進性をうみだすために、遺産税の準則を修正することである。

以上、要約すれば、財務省によるキャピタル・ゲイン課税の提案、AET、および引継ぎ取得価額の法案は、通常、現行法の不公平さを是正する。しかし、財務省によるキャピタル・ゲイン課税の提案および AET 制度は、死亡時におけるキャピタル・ゲインに対する課税を予定しているのに対して、引継ぎ取得価額法案のアプローチは租税の賦課を実質的に繰り延べるものである。もっとも、フラット税率の AET の提案は、取得価額の調整の複雑さを認めるのではなく、逆進性のレトリックに覆われた新たな不公平を持ち込む。

凍結効果

キャピタル・ゲイン課税改革を促進する2つの目の議論は、含み益がある財産の所有者はその遺産の受益者に当たられる引上げ取得価額を認識しているが、当該所有者は、通常、その死亡に先んじてそのよう財産を売却するのを拒否し、そのことにより、そうでなければ、市場で取引がおこなわれるであろう、資産は「凍結 (lock-in)」する、という関連性に基づく。この「凍結」効果は、人為的に誘発された取引しないという決断を招き、故に、キャピタルの通常の流れを歪めるため、望ましくないとされる。現在の制度は、ある特定の納税者に死亡まで、そうでなければ生前に売却するであろう、かなりの含み益のある資産を保有することに影響を及ぼす。とはいえ、この凍結効果を排除するような顕著な提案はない。さらに、「凍結」の有害な経済効果が不明確であるため、この問題を回避するための努力が増し行く複雑性に当たって価値があるか否か疑問である。

これは、死亡時の課税効果を軽減するように設計されている一切の規定は「凍結」を強めるため、特に当てはまる。たとえば、財務省による提案は、(60,000ドルを下回る)遺産税の対象とならない少額の資産や残された配偶者への含み益のある財産の譲渡に対する死亡時のキャピタル・ゲイン課税から租税を免除する規定を包含しているため、「凍結」効果を幾分永続させる。さらに、当該提案は死亡時のゲインに対する租税優遇に係るミニマム税に適用されず、1969年租税改革法により導入された代替キャピタル・ゲイン課税における非課税上限50,000ドルを含んでいないということが、一般に是認されている。財務省提案のこれらの点は、引上げ取得価額の利用するために現行法の下で死亡まで資産を保有する者に、保有し続けるように仕向ける。少額の遺産を有する者は、死亡時の60,000ドルの租税免除枠を利用するために、死亡まで資産を保有する。これに対し、かなり高額の遺産を有する者はキャピタル・ゲインに対する25%のミニマム税率を利用し、租税優遇に係るミニマム税の賦課を回避するため、あるいは配偶者への当該資産の譲渡により完全に租税を繰り延べるために死亡まで保有する。さらに、稼得所得に対する50%のミニマム税

を創設した1969年規定の結果として、稼得所得の多額の金額を有する者は死亡までキャピタル資産を保有することを好む。なぜならば、生前のキャピタル・ゲインの実現は50%の最高税率の対象となる稼得所得を減少させるからである。

財務省の提案同様、ABAの提案は「凍結」の問題を解決しないが、いずれかの提案は死亡まで資産を保有することの課税上の便益を減らす。一方、引継ぎ取得価額の計画は「凍結」効果を実際上、増幅する。租税を課せられないある具体的な資産がその受益者に一旦、移れば、当該受益者は売却にはかなり消極的である。なぜならば、当該受益者は被相続人の生前中に発生したゲインに対して租税を支払わなければならないからである。

歳入

連邦の国庫増は、改革のため3つ目の理由である。死亡時の未実現のゲインに対する課税は年間ベースで見積もって15億ドルから40億ドルの追加的な歳入をもたらすのであるが、もっとも、これは税率と租税の免除による。ABAの提案はと財務省の提案は、遺産税と贈与税の削減のためにこの歳入を使用する。歳入は所得税を軽減するため、赤字を削減するために使用されるか、あるいは追加的な政府支出の調達ために使用される。双方の提案とも、死亡時の課税の成立に先んじて発生するゲインに適用しないため、追加的な年間の歳入は、長年、充分に見込まれる歳入には達さない。

引継ぎ取得価額に係る法の実施からの歳入増は、予測が困難である。なぜならば、そのような歳入は、資産が受益者により売却された時のみ、あるいは被相続人の遺産によってのみ実現されるからである。もっとも、引継ぎ取得価額への変更により実現されるであろう長期歳入は、一般に、6億ドルと見積もられる。故に、遺産税または所得税の軽減は、一瞥したところ、死亡時に租税を課する計画の下でよりも、引継ぎ取得価額の下でのほうがはるかに実りがない。

改革の複雑性

改革の主な不利益は、新法が現行法よりもかなり複雑になりうる、ということである。未実現のゲインに対する課税なしの引上げ取得価額を定める現行法は不公平であるが、それは簡素である。同様に、その他の改革提案は公平と簡素との適当な混合を達成できない。改革に関する異なる提案を評価し、選択するに際して、連邦議会はそのような潜在的な複雑性と思料される租税公平の改善との間の均衡を必然的に確定しなければならない。公平と簡素との間の選択は、経済学者による大砲かバターかの選択のようなものである。即ち、1以上を得るためには、他の幾つか犠牲にしなければならない、ということである。スライディングスケールの一方の端にて、我々は簡素さを完全に犠牲することにより、ほとんど全体として公平を達成することができる。複雑性が限界比率に達するのは、租税法令が幾分、公平を欠くときのみである。現行の租税制度の内部には、かかる公平と簡素との間の妥協を反映する規定が多く存在する。しかしながら、大砲とバターの選択と同じように、スケールの最適点を決定する指針となる原則はない。

キャピタル資産の引上げ調整価額に代替する取扱いは、2つの点で複雑さ増す。1つは、各々の改革提案は、被相続人の手元か、あるいは新たな評価の日としてのどちらかでキャピタル資産の取得価額の決定を求める。いずれかの決定にせよ、遺産の納税義務を解決するのに必要な時間は先送りとなる。この要因は、遺産管理に必要な時間の短縮を試みた1970年立法の主要なポリシーと相反し、勿論、遺産の管理費は増加する。もう1つは、その提案は、追加的な書式の編集、被相続人の取得価額や被相続人の取得日に関する記録の編集、受益者とのやりとり、そして追加的な問題に係る対立を含むが、そのすべては実質的に遺産管理の時間と費用を増加させる。

(つづく)